

上山小学校PTA 個人情報取扱規則

【目的】

第1条 上山小学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報^{*1}の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、会員とその児童について記載されたPTAカード、PTA本部役員・各委員会委員の名簿およびその他のPTA活動遂行に必要な個人情報データベース^{*2}（以下単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

【補足】^{*1} 個人情報とは生存する個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの

^{*2} 個人情報について何らかの方法で検索ができる電子データや容易に検索できる紙の情報

【責務】

第2条 本会は個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

【管理者】

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA本部役員とする。

【取扱者】

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員および各委員会委員とする。但し、PTAカードに限っては、その取扱者をPTA本部役員のみとする。

【秘密保持義務】

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

【収集方法】

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

【利用】

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会員登録、会費集金
- (2) 本部役員および各委員会委員の選出、サポーターの分担
- (3) 学年名簿、登校班名簿、会員名簿、本部役員および各委員会名簿の作成
- (4) サポーター活動担当表の作成とサポーター活動に関する文書の送付
- (5) 「こども110番の家」「スクールゾーン対策協議会」など各委員会活動の運営
- (6) 広報誌「広報かみやま」の編集・発行
- (7) その他のPTA活動に関する文書の送付

【利用目的による制限】

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

【管理】

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

【保管】

第10条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器等については、インターネットをはじめとする外部ネットワークへ接続しないことを原則とする（PTA会議室常設パソコンのインターネットをはじめとする外部ネットワークへの接続は厳禁）。この原則から外れる場合は、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、PTAカードは施錠保管することとする。

【持ち出し】

第11条 個人情報データベース、個人データの電子データを持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。但し、PTAカードは持ち出しを厳禁とする。

【第三者提供の制限】

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

※個人情報保護法では、通常必要な範囲の利用目的であっても個人情報を第三者へ提供する場合は、本人の事前同意が必要となるが、利用範囲を事前に公表し特に申し出がない場合は黙示による包括的な同意を得たとみなされる。本会では、活動を合理的に行うために、下記の活動について個人情報を第三者へ提供する。

(A) 「こども110番の家」登録およびプレート設置場所の周知

子どもの安全を地域住民みんなで守ることを目的に、「こども110番の家」登録およびプレート設置場所等の情報を緑区PTA連絡協議会、緑区連合自治会、緑防犯協会、緑警察署、緑区小学校校長会、緑区役所と共同利用する。この場合、個人情報の管理について責任を有する者は、PTA本部役員（管理者）および各団体の個人情報管理責任者とする。

(B) 「スクールゾーン対策協議会」の運営

児童の学区内における交通事故防止と交通安全教育普及を目的とする、「スクールゾーン対策協議会」の役員・委員名簿を上山自治会、中山町自治会、寺山町自治会、緑区役所、緑警察署、緑交

通安全協会、緑土木事務所と共同利用する。この場合、個人情報の管理について責任を有する者は、PTA本部役員（管理者）および各団体の個人情報管理責任者とする。

(C)「広報かみやま」の配布

児童・保護者・教職員の活動の様子を見ていただくことを目的に、「広報かみやま」をPTA会員や地域の方に配布する。この場合、個人情報の管理については個人の倫理に従うものとする。

(D)「夏休み親子木工教室」の運営

児童の加工技術体験を目的に開催している「夏休み親子木工教室」の参加者名簿を、体験指導していただく横浜緑建設業人材育成支援センターおよび神奈川労働局^{*3}と共同利用する。この場合、個人情報の管理について責任を有する者は、PTA本部役員（管理者）および各団体の個人情報管理責任者とする。

[補足]^{*3} 横浜緑建設業人材育成支援センターが事業の一環としておこなっているため
その事業を助成している神奈川労働局に事業実施の確証として提出が必要とのこと

【第三者提供に係る記録の作成等】

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

【第三者提供を受ける際の確認等】

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

【情報開示等】

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【漏えい時等の対応】

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA本部役員（管理者）に報告する。

【研修】

第17条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

【苦情の処理】

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【改正】

第 19 条 本会の「上山小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、運営委員会において改正する。

附則

本規則は、2018(平成 30)年 6 月 6 日より施行する。

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容および理由	議決
初版	2018(平成 30). 6. 6	新規制定	運営委員会